



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会社名 虹 技 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 山本 幹雄
(コード 5603 東証第 1 部)
問合せ先責任者 取締役経理部長 谷岡 宗
(TEL 079-236-3221)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 112 回定時株主総会に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 112 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案して株式の併合を行います。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載されました株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000 株（併合前：80,000,000 株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めにより、本株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に上記の通り変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	33,621,637 株
併合により減少する株式数	30,259,474 株
併合後の発行済株式総数	3,362,163 株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は以下のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	2,810 名 (100.00%)	33,621,637 株 (100.00%)
10 株未満	164 名 (5.84%)	216 株 (0.00%)
10 株以上	2,646 名 (94.16%)	33,621,421 株 (100.00%)

(注) 本株式併合を行った結果、10 株未満のみの株式を所有されている株主様 164 名 (所有株式数の合計 216 株) は、株主様としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことが可能です。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端株が生じた場合には、会社法第 234 条および第 235 条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 112 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記 1. に記載の単元株式数の変更および上記 2. に記載の株式併合に伴う定款の一部変更であります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 万株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>800</u> 万株とする。
第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 112 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

平成 29 年 5 月 9 日 取締役会（単元株式数の変更、株主総会招集決議）
平成 29 年 6 月 28 日（予定）第 112 回定時株主総会（株式併合決議）
平成 29 年 9 月 27 日（予定）100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日（予定）単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

（ご参考）

上記のとおり、本単元株式数変更および本株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における当社株式の売買は、同年 9 月 27 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われます。

以上

(添付書類)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか？

A2. 株式併合とは複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	200 株	2 個	
例②	1,600 株	1 個	160 株	1 個	
例③	1,334 株	1 個	133 株	1 個	0.4 株
例④	785 株	なし	78 株	なし	0.5 株
例⑤	2 株	なし	0 株	なし	0.2 株

- ・例①、例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例③では 0.4 株、例④では 0.5 株、例⑤では 0.2 株の端数株式相当分が生じます。この端数株式相当分につきましては、会社法第 235 条に基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、2017 年 11 月ごろにお送りすることを予定しております。
- ・例⑤に該当する株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q6. 今後の具体的なスケジュールを教えてください？

A6. 次のとおり予定しています。

平成29年6月28日 定時株主総会決議日

平成29年9月27日 100株単位での売買開始日

平成29年10月1日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成29年10月下旬 株式割当通知の発送

平成29年11月中旬 端数株式処分代金のお支払

Q7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

A7. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

同連絡先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

以上